

新たな時代における中小企業・小規模事業者政策の重点 概 要

令和元年 5 月 28 日
自由民主党 政務調査会
中小企業・小規模事業者政策調査会

I. 足下の喫緊の課題への対応

中小企業・小規模事業者特に影響が大きい足下の喫緊の課題について、緊急に提言する。

(1) 消費税率引上げ・軽減税率制度実施への対応

消費税率引上げに当たっては、商店街の需要の落ち込みへの対応を含めて、需要平準化策に万全の措置を講じて行くべき。

併せて、軽減税率制度について、中小企業・小規模事業者がしっかりと対応できるよう、レジ・システム補助金の活用を促す。その際、関係省庁、団体等は、総動員で草の根での広報を集中的に実施していくべき。

(2) 最低賃金の引上げ

「成長と分配の好循環」を着実に回し、経済を拡大させていくためには、賃上げが重要であることは言うまでもない。

当調査会では、「成長と分配の好循環」の実現に向け、3年前の下請小委員会の提言等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の資金フローの改善等について取組が進められてきたものの、取組は道半ばである。

そうした中、最低賃金については、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。」との政府方針の下、既に足下でも、賃上げ率や名目GDP成長率等を上回るペースで引上げが行われている。

下請構造をはじめとする構造的な問題が山積する中で、中小企業・小規模事業者はギリギリの努力でこれに対応しており、昨今の最低賃金引上げ、全国一律化等の様々な議論に対して大いに不安感を募らせている。

ついては、最低賃金については、以下を踏まえた対応とすべきである。

- i) 地域の実情を考慮しない大幅な引上げは、日本経済の屋台骨である中小企業の経営に悪影響を与えるおそれもあるため、3%を更に上回る引上げ目標の設定には、反対。
- ii) 3%引上げの機械的な継続を前提に最低賃金の中長期目標を設定するのではなく、毎年の議論の中で、①民間の賃上げ率、②名目GDP成長率、③消費者物価の動向などを、しっかり考慮した検討を行うべき。

iii) 最低賃金の引上げ率の決定や目標設定に当たっては、関係者の納得が不可欠であり、中小企業・小規模事業者の現場の声をよく聞くべき。

なお、上記を踏まえつつ、設備投資や IT 導入などの生産性向上や、取引条件の改善など、現行の最低賃金引き上げペースへの対応に資する支援策については、引き続き充実させる必要がある。

(3) 大規模な災害への対応

東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨など、これまでの災害の被災事業者に対しては、引き続き生業再建に必要な復旧・復興策を講じていくとともに、災害発生時に迅速かつ柔軟に支援策を講じる手法を引き続き検討する。

また、中小企業・小規模事業者において事前の防災・減災対策がしっかりと講じられるよう、万全の支援策を講じていく。特に現在審議中の中小企業強靱化法案の成立後速やかに具体的な取組が広がっていくよう、中小企業・小規模事業者、その親事業者や金融機関、自治体等の関係者を含め、必要な働きかけと支援を行っていく。

II. 平成 30 年間の振り返りと、残された構造的な課題への対応

中小企業・小規模事業者は、世界的にグローバル化や第四次産業革命等が進展していることに加えて、国内では少子高齢化に伴って、経営者の高齢化や人手不足等の構造変化に直面している。

こうした状況を踏まえ、これまでの中小企業・小規模事業者政策を振り返った結果、当調査会として、「創業・事業承継」、「デジタル化」、「海外需要の取込み」、「下請取引の適正化」、「施策の認知度、効果・効率性の向上」の 5 つに重点的に取り組んでいくべきであることを提言する。

1. 創業・事業承継

経営者の高齢化に対応するため、昨年に法人向け事業承継税制の抜本拡充、本年に個人事業者向け事業承継税制の創設、と立て続けに措置。IT 技術や働き方改革の進展等によって、多様な担い手による、多様な形態での創業が可能になりつつあることを踏まえ、ゼロからの創業、第二創業・ベンチャー型事業承継、経営資源引継ぎ型創業への支援を強化する。

(1) 創業・事業承継時における経営資源の確保

- ① 創業時・創業後間もない事業者の資金調達の支援（補助金等）
- ② ベンチャー型事業承継・第二創業等への支援（補助金等）
- ③ よろず支援拠点等による人材確保支援

(2) 経営資源引継ぎのマッチング

- ① 後継者人材バンクの全国展開
- ② 経営資源引継ぎに係るマッチング情報の拡充
- ③ 自治体の創業支援・創業機運醸成事業への支援

(3) 事業承継時の経営者保証

- ① 事業承継時における経営者保証の取扱いの見直し（前経営者・後継者の双方からの二重徴求の原則禁止等）
- ② 中小企業の改善取組の支援強化（経営者保証に依らない融資・保証の促進等）
- ③ 金融機関のより一層の取組の促進（経営者保証ガイドラインの活用状況等の KPI の策定、実績公表等）

(4) 地域金融機関による中小企業の経営課題解決に向けた取組強化

- ① 中小企業と金融機関の平時からの情報共有・対話の促進
- ② 見直し後の信用保証制度のフォローアップ
- ③ 自治体による求償権放棄条例の制定促進
- ④ 地域経済・中小企業の課題解決のための金融機関による出資の活用
- ⑤ 地域経済圏の人材不足企業への人材マッチング支援

2. デジタル化

中小企業・小規模事業者のデジタル化は遅れているが、近年では、クラウドサービスをはじめとして安価に新技術を導入できる機会も増えており、更にはデジタル化等によって中小企業・小規模事業者が抱える規模の過小性故の不利を克服できる可能性もある。このため、中小企業・小規模事業者のデジタル化に徹底的に取り組んでいく。

(1) 中小企業のデジタル化（スマート SME）

- ① スマート SME 推進補助金の創設
- ② 支援機関等によるデジタル化支援の充実

(2) Fintech 等の新たな技術の活用による中小企業の事業環境の向上

- ① データレンディング等の普及促進に向けた支援
- ② クラウド会計の普及促進
- ③ 電子記録債権担保融資の拡大
- ④ 大企業・中堅企業の先導による EDI 等の一斉導入の推進
- ⑤ 中小企業の実態に合った AI ツール開発と AI 人材育成の連携
- ⑥ 中小企業の研究開発支援の強化

3. 海外需要の取込み

多くの地域で過疎化が進展する中では、国内需要に加え、海外需要の取込みが重要であるが、欧州各国と比べると、日本の中小企業の海外需要の取込みは十分ではない。一方で、越境 EC やクラウド・ファンディング等の新たな技術・サービスによって、中小企業・小規模事業者は、海外ニーズに合った商品・サービスを比較的容易に展開できる可能性がある。このため、中小企業・小規模事業者の海外需要の取込みに積極的に取り組んでいく。

- ① 新輸出大国コンソーシアム等の更なる推進
- ② 海外ニーズに立脚した商品・サービスの開発・販路開拓等支援
- ③ 越境 EC の活用促進
- ④ 海外クラウド・ファンディング等の活用促進
- ⑤ 外国人材の採用・定着、グローバル人材の育成
- ⑥ インバウンドの更なる推進

4. 下請取引の適正化

経済成長の果実をすみずみまで広めていくためには、適正な取引によって全ての取引関係者が成長していくことが重要。このため、「未来志向型の取引慣行に向けて」（世耕プラン）に基づき、自主行動計画の策定・実行や、下請 G メンによるヒアリング調査等を行っており、着実に改善が進んでいる。一方で、「適正な金型管理」は業種によって改善にばらつきがあるほか、働き方改革の本格化によって中小企業・小規模事業者に負担が押しつけられる懸念もある。このため、下請取引の適正化に引き続き取り組んでいく。

（1）産業構造分析に基づくきめ細かな下請取引の適正化

利益や付加価値の状況、労働や資本への分配の状況等は産業や企業規模によって異なるため、これらの状況等を、産業・業種、企業規模ごとに分析・可視化するなどした上で、親事業者と下請事業者との格差が特に大きい産業等を中心に調査を重点的に行うなど、個別の産業に応じた取引関係の課題を明らかにし、きめ細かな改善を図っていく。

（2）「未来志向型の取引慣行に向けて」の着実な実施

- ① 自主行動計画策定業種の更なる拡大
- ② 型取引の適正化に向けた取組の深化

（3）「働き方改革」に伴う下請中小企業へのしわ寄せへの対応

大企業の働き方改革に伴い、下請中小企業への短納期発注や、親事業者からの急な仕様変更が発生するなど、下請中小企業へのしわ寄せの事例も散見され始めている。また、令和2年4月からは、中小企業に時間外労働の上限規制が適用される。このため、下請Gメン等による下請中小企業へのしわ寄せの実態把握に努めるとともに、下請中小企業自身の働き方改革の実施に係る課題や阻害要因等を把握・分析し、必要な措置を講じる。

（４）各地域における取引適正化に向けた取組の推進

平成30年に経済産業省と和歌山県が全国で初めて締結した取引適正化に関する連携協定を参考にしつつ、地域産業の特性に応じた、取引慣行の実態把握や周知活動などの取組を積極的に全国各地で展開していき、各地域で取引適正化が着実に進み、ひいては地域経済全体の活性化に資するよう取り組んでいく。

5. 施策の認知度、効果・効率性の向上

中小企業・小規模事業者施策は、かつてないほどメニューが充実している一方で、中小企業・小規模事業者には施策情報が適切に届いていない状況を未だに解消できずにいる。このため、中小企業・小規模事業者に対して、適切に情報の発信を行い、事業者が必要な情報にアクセスできる環境を整えていく。

（１）施策の認知度の向上（中小企業の日制定）

日本経済において重要な役割を担う中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力を中小企業・小規模事業者自身や世の中全体が改めて認識し、中小企業・小規模事業者の更なる活躍の推進力とするため、中小企業基本法の公布・施行日も踏まえつつ、「中小企業の日」を制定するとともに、官民で集中的に中小企業・小規模事業者に関連したイベント等を開催する期間として「中小企業魅力発信月間」の設置を推進する。

また、施策情報発信の刷新と申請手続の抜本的簡素化に取り組んでいく。

（２）施策の効果・効率性の向上

- ① 施策の棚卸しと KPI の検証による PDCA の再構築
- ② 施策の効果・効率性の向上
- ③ 支援機関の活動実績等の見える化、支援能力の向上